

発行所 (郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集 中 嶋 博
 責任者
 印刷所 関東図書株式会社
 定価200円 (年間購読料参千円)
 1983年2月25日発行
 第15巻 第2号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol.15 No. 2

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781. Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

スウェーデンの老人就労の試み

The Attempts to use aged manpower in Sweden

日本社会事業大学教授 三浦文夫
 Prof. Fumio Miura

昨年の8月から9月にかけて、ヨーロッパ7ヶ国を訪問し、老人対策、ボランティア活動等の視察・調査を行ったが、その折に短期間ではあったが、ストックホルムで老人ホームをはじめ、老人対策のあれこれを見聞する機会をもった。スウェーデン訪問は2回目であったが、いずれも短期間で、その印象も群盲探象の域を出ることはないが、その折に感じたことの1~2について触れてみたい。

その1つはストックホルムに隣接するリディング市(Lidingö)における高齢者「就労」の試みについてである。他の西欧諸国と同じように、スウェーデンにおいても、老人(退職者一年金受給者)は、労働市場から離脱し、「仕事」(task)に就くことがないのが一般的である。しかし、早期退職の風潮が強まり、かつ平均余命の延長等により、長くなった老後を如何に過ごすかということが改めて問題となり始めている。それに加え社会の側も、これらの老人たちを、資源的価値を有するグループ(resourceful group)とみるようになり、その能力の活用が社会的にも重要なことであるという認識が拡がり始めている。このなかで働くことを希望し、かつ働く能力を有する老人たちが、老人にふさわしい「仕事」に従事する実験プロジェクトが試みられていた。この老人の「就労」は、老人の能力を社会に役立たせることとともに、老人自身の福祉と健康の増進に役立たせようとするものであった。1979年に約25人の老人たちが、就学前教育、学校教育、図書館、老人のケ

アやその他民間団体、企業等で仕事につき、1980年にはさらに交通安全サービス、公報、園芸、公園の管理等の業務を加え、60人の老人が仕事に従事している。その仕事はボランティア的なものではなく、ペイドワークであるのが特徴である。

この実験プロジェクトの暫定的総括をつぎのように行っている。ちなわち第1に老人たちは住居の近くで、有償の「仕事」に従事することに非常な関心を示していること、第2に使用者や労働組合等は老人を社会的資源として取扱うようになってきたこと、第3に退職者組合等では老人の働く権利に関心を示し始めたこと、第4に老人は生きがいと孤立からの離脱などの教訓を学びとるようになってきたことなどがそれである。もっとも最近の不況に伴う失業者が増加する状況のもとで、このプロジェクトを一般化するには種々問題があり、とくに労働組合の支持を得ることは、さらに若干の日時を要するようである。この点はともかくとして、退職者は仕事につかないという従来の考え方を修正しようとする動きは注目に価する。

目次

スウェーデンの老人就労の試み……三浦 文夫	1
松前会長北極星勲章一等コマンダー章受章……	2
スウェーデン消費協同組合の現状……内藤 英憲	2
スウェーデンの国連待機軍制度と 災害援助活動の概要……松下 正三	4
ガデリウス株式会社創立75周年を祝す……	6
KF会長一行来日……	6

松前重義会長・理事長 北極星勲章一等コマンドー章受章

Chairman Dr. Shigeyoshi Matsumae was decorated
with Commander, First Class of the Royal Order of
the Polar Star.



当研究所の会長兼理事長である松前重義東海大学総長には、昨秋勲一等旭日大綬章を受章されたが、このたび日瑞両国間の学術、教育、文化の交流に寄与された功績により、スウェーデン国王から北極星勲章一等コマンドー章を受章された。まことに御目出度い限りである。

伝達式は1月25日午後5時半から、東京の新高輪プリンスホテル「白鳳の間」で行われた。そのときのグンナー・ニクラウス・ロネウス駐日大使

の言葉にもあったように、1967年にスウェーデン社会研究所が創立されて以来一貫して会長を、また1981年からは理事長を兼務されておられることが、授章の大きな理由となっていることは、ご同慶にたえないところである。

祝賀会は、引続き午後6時から「飛天の間」で開催され、内外から約3,000人がお祝いに参集し、福田元総理をはじめとする来賓の祝辞があいつぎ、最後に井深ソニー会長の音頭により乾盃したことであった。松前会長は、そのご挨拶の中で、「スウェーデンのように、理性に基づいた国づくり」に今後も全力を尽して国際交流に取り組みたいといわれたが、ますますご壮健で、我が国民主義の進展と、世界平和の確立のためにご活躍なさるよう切に祈念してご祝詞とする次第である。

スウェーデン消費協同組合の現状

The Status of K F

理事 日本大学教授 内藤英憲

Prof. Hidenori Naito.

1981年のスウェーデンの経済概況は、実質経済成長率マイナス0.9%、私的消費の伸び率はマイナス1.5%、小売総売上の伸び率もマイナス2.1%といたってよくない。

消費協同組合店舗の売上也下表のように、名目的には伸びているが、11%という激しい物価上昇を考えると実質的にマイナスは明らかである。消費協同組合運動はその懸命の努力にもかかわらず若干後退を余儀なくされたようである。

	組 員 数	組合数	店舗数	単 協 売 上	K F 売 上
1979	1,884	157	2,120	18,639	17,242
1980	1,881	152	2,068	20,736	18,778
1981	1,883	150	2,018	22,055	19,432

注) K F 売上には付加価値税含まず。

資料: K F. Annual Report, 1979, 1980, 1981

周知のようにスウェーデン小売業界には3強が存在する。消費協同組合、バイインググループの

イーカおよび卸売組織のダガブの三つがそれである。

1981年の売上シェアは消費協同組合16.5%、イーカ18.5%、ダガブは約14%のシェアとなっている。

上記に属さない5店舗以上のチェーン組織とかデパートとかが若干あり、それらを加えて小売業界の52%がなんらかの大きな組織の傘下であり、残りの48%がキオスクだとかベーカリーだとか、伝統的な青空市場の店舗だとか、特殊な単一商品の店舗だとかいう独立小売商である。とはいえ全くの未組織独立小売商はもはや9%程度のシェアしかもたないといわれている。

こういうことであるから、消費協同組合の当面のライバルは、イーカおよびダガブである。もっともダガブは組織的になお再編中であるので、その中核をなすエンコー・オレーンスの大資本系列

(これは7.5%のシェアをもつ)とビボおよびファアーベルのボランティアチェーン(両者で約5.5%のシェアをもつ)に分けて4大組織としてみる方が現在は統計的に便利である。

そこで消費協同組合であるが、協同組合国家スウェーデンを代表するこの組織は、現に世界の範たる地歩を固めており、戦後の流通革命の中で、常にリーダーシップをとり、合理化につとめ、1960年において14.3%であったマーケットシェアを1970年には18.0%、1979年には18.1%と増加させ、まさにスウェーデン流通業界に君臨してきたのであったが、1980年となつてからはその発展にも少しかげりがでてきたようにみえる。すなわちそのマーケットシェアは1980年には17.1%と落ちこんでいる。もっともこれは計算のベースとなる政府統計の品目変更のためであつて、実際には前年に比べて0.2%増であるといわれたが、1981年には更にそれが16.5%と落ちこんでいるから、少なくとも最近の業績が芳しくないことを否定しえない。

イーカはどうか。イーカはもともと独立小売商が結束して仕入機構をつくっている。いわゆるバイインググループであるが、これはこのところ着実に発展している。とくに食品については、消費協同組合がここ10年間21~22%のシェアで横ばい的に推移しているのに対して、イーカはそれを20%から30%へと増加させている。したがつて非食品も含めたマーケットシェアでいって1974年当時は16.1%であつて消費協同組合より劣つていたが、1980年には17.9%、1981年には18.5%と遂に消費協同組合を凌駕し、かわつてトップの座を占めるにいたつた。

他方ダガブ系であるが、そのうちエンコー・オレーンスの大型店舗中心の大資本グループは従来から低調なのであつて、10年ほど前までは9%程度のシェアをもつていたが、1981年では7.5%と歴然と下降傾向にある。しかしもう一つの核であるボランティアチェーンのビボおよびファアーベルは1974年当時の4.6%のマーケットシェアからすれば1981年には5.5%とわずかではあるが上昇の気配をみせている。

かくして、この不況下における組織間競争において端的に言えば消費協同組合の落込みが目立つというのが実情である。とくに1981年の名目売上高の伸び率でいえば、イーカ13.8%、ビボおよびファアーベル9.8%、エンコー・オレーンス9.0%

に対して、消費協同組合は6.1%であつて、もっとも低調なエンコー・オレーンスより劣つている。

これは一体なにに起因するのであろうか、一般的な理由を見出すことはなかなか困難である。というのは、スウェーデンでは大資本グループであるエンコー・オレーンス、グループが低調であるが、たとえばイギリスにおいては消費協同組合のマーケットシェアを喰つているのは、大資本であり、またボランティアチェーンの本拠、オランダにおいても、ボランティアチェーンの経営を困難ならしめているのは大資本グループだからである。

ただスウェーデンに関するかぎり、次のことはいえよう。1960年以来総店舗数が約7万から現在の5万に減つてしまうという合理化、したがつて店舗の大型化が進んだわけだが、ようやくその反動がきてきているということである。

たとえば、消費協同組合のハイパーマーケット、オプスは、最大なもの2,800台ものパーキング・エリアをもつほど巨大であつて、大いに期待され、事実かなりの実績を示したのであるが、ようやく消費者の中にもっと近くて販売時間の長い店舗がよいという声が聞かれはじめてきたからである。イーカの成功も実はこの点にあるといわれている。すなわち消費協同組合の店舗は大小あわせて、1981年末で2,018であるが、イーカのそれは、いずれも小規模ながら4,010であつて、消費協同組合の2倍の店舗があり、それだけより身近かな店という消費者の最近のニーズによりよく応えているからである。ちなみにシェアをいくぶんでも伸ばしているビボおよびファアーベルが1,020という相対的には多数の店舗を擁しているのにひきかえ、低落傾向にあるエンコー・オレーンスは大店舗中心の140店舗で営業している。

もちろん柔軟な政策を持味とする消費協同組合は、こういう消費者のニーズに応えるべくかなり前からコンビニエンスストアを開設している。セルプス(都市部)やネルシェップ(郡部)がそれである。これらは小規模でかつ夜間も営業するのがその特徴である。これらの店舗は現在260に達している。

こういうことで、消費協同組合の新しい展開が果してまき返しの方向に進みうるのかどうか。また一般にいわれている協同組合運動の企業化傾向に対する批判に対して、スウェーデン消費協同組合運動などのような解答を与えようとしているの

であるか。さらにはこのようなスウェーデン小売業界の事情から、われわれはなにをくみとるべきであろうか。解析すべくわれわれに残された問題は、まことに興味深いものがあるといえよう。

資料 KF, Annual Report 1980, 1981.
ICA, Facts & Figures, 1982.
KF, Facts and Figures 81.

スウェーデンの国連待機軍制度と災害援助活動の概要

Sweden's Stand-by Forces Including Disaster Help Unit in the United Nations' Service

元駐スウェーデン日本大使館参事官 松下正三

Former Councillor to Japanese Embassy in Sweden Shozo Matsushita

スウェーデンの国連待機軍（平和維持部隊）による平和維持活動は歴史も古く、その役割は国際的にも高く評価されているところであるが、本件制度、ならびに組織上、本件制度に組み入れられている災害援助活動の概要は、関係法令及び関係当局（国防省国連部、外務省政務局）の説明によれば、次のとおりである。

（註）資料は主として1977年12月現在のものであるが、その後法制上及び制度上の変化はない。）

1. 法令上の規定

(1) 憲法上の制約

国軍を海外に派遣させるためには事前に国会の承認を要する。即ち、政府はスウェーデンに対する武力攻撃を防ぐため軍隊を出動または海外に派遣することが出来るが、直接攻撃を防ぐため以外の目的のため軍隊を出動または海外に派遣するためには事前に国会の承認を要することが憲法に規定されている（憲法第10章9条）。

(2) この憲法上の制約を回避するため、「国連待機軍に関する1974年7月9日付法律第614号」により、政府は、国連事務総長より要請があることを条件として、国軍を海外に派遣する権限を国会から付与された。法律の要旨次のとおりである。

(イ) 国防軍の中に国連待機軍（平和維持部隊）を組織する。（第1条）

(ロ) 国連事務総長の要請に基づき、政府は待機軍を、国連の平和維持活動に参加せしめるため国連の指揮下におくことができる。（第2条）

政府は更に、天災等災害の救助活動のため海外への待機軍派遣を決定することができる。

（第2条）

(ハ) 待機軍は、最高2ヶ大隊及び最高1ヶ大隊に相当する特別部隊（技術要員）から成る。

（第3条）

参 考

(イ) この法律は1964年の法律を改正したものである。これまでは待機軍を派遣する場合その都度国会の承認をえていた。最初待機軍が組織され派遣されたのは1956年である。

(ロ) （オーストリアの例）

オーストリアは待機軍を派遣する際にその都度国会の承認を要するとされている。1974年5月国会の承認をえてシナイ半島に派遣した待機軍(WNEF)をゴラン高原に移動させた(UNDOF)が、その進軍の途中国会の承認をえていなかった事に気付き、一時進軍を停止させ急速承認を求めたことがあった由。

(3) 国連待機軍に関する政令(SFS—1976:152)上記の法律の細則であるが、要点は次のとおりである。

(イ) 最高司令官は、国連待機に関する法律第1条に規定する待機軍を募集し、これを訓練する。

（第1条）

註、志願者は主として現役を終えた者の中から募る。

訓練地は、ストレグネス第10装甲連隊及びリンシェーピング第4歩兵連隊である。

(ロ) 待機軍への採用は契約によって行う。

（第3条）

註、契約の当事者は陸軍司令官と志願者本人である。

参 考 所 謂 'Nordic stand-by Forces in United Nations' Service' について

これは、北欧諸国共同待機軍制度の構想である。1959年当時の国連事務総長ハンマルシュルド(Hammarskjöld スウェーデン籍)がアイスランドを除く北欧各国の国防相に書簡を発し、北欧諸国共同待機軍を組織すべしとの提案を行った。

これをうけて各国国防相が協議の結果作業グループを設置した(1963年)。この作業グループの答申に基いて各国政府は、共同待機軍の編成案を夫々の国会に提出し、各国会は一応これを承認したが、最終段階でデンマークが脱退し、日の目を見るに至らなかったためである。よって、各国は別々に待機軍を

設置し、夫々これを国連の指揮下におき、必要に応じて各国間で協力することとなった。その協力の態様として差し当り部隊の輸送面での協力が考えられるとされている（例えば、派遣地域への輸送を共同で行って能率化を計る等）。

2. 国連の平和維持活動に対するスウェーデンの寄与（1976年6月30日現在）

地域	年	延人数
<u>OBSERVERS (士官)</u>		
the Middle East(パレスチナ)	1948-	495
Kashmir	1951-	93
Greece	1952-54	3
Egypt	1956	1
Lebanon	1958	83
New Guinea	1962	7
Yemen	1963-64	8
<u>BATTALIONS</u>		
Gaza	1956-67	12,160
Sinai	1973-	3,667
Congo	1960-64	5,331
Cyprus	1964-	14,695
<u>TECHNICIAN CONTINGENT</u>		
Congo	1960-64	1,002
<u>MEDICAL CONTINGENT</u>		
Rafah	1963-65	503
<u>REGULAR TECHNICAL SOLDIERS</u>		
Peru	1970-71	85
<u>OTHER INTERNATIONAL SERVICE</u>		
<u>NNSC</u>		
Korea	1953-	751
<u>OBSERVERS (士官)</u>		
Nigeria	1968	22
	計	47,906人

3. 予算、経費

- (1) 待機軍の予算は、国防予算に一般国防費とは別枠としてつけられる。

	(単位 1,000Kr)
1975/76	14,949 (実施額)
1976/77	11,800 (")
1977/78	16,000 (予算額)
○1979/80	92,000 (")
○1980/81	40,000 (")

(註○印は派遣先がキプロス1ヶ所になったため削減された。山崎前防衛駐在官の資料による。)

- (2) 待機軍の平均給与は月額約1,100ドル(1977)で、通常本国での給与よりも約8-10%高い。その他、宿舎、衣服、食事等の無料給付がある。課税上の恩典はない。

- (3) (国連からの refund)

待機軍派遣経費の1部を補填するため国連から refund がある。refund の額はその都度異なり一定していない。例えばシナイ半島への派遣に対しては兵員1人当り月500ドルであった。将校及びエキスパートに対しては別に200ドル前後 refund される。

4. 災害援助活動

(1) 組織

天災等災害に関する1973年国連総会決議による加盟国への要請に基づいて設立されたものである。この活動は前記のとおり、組織上1974年の法律第614号により当国の国連待機軍制度の中に組み入れられた。

(2) 構成

この災害援助ユニットの要員は159名である。コマンドーの下に次の4部門に分れている。

Survival (食料、医料、バラックの建設等)

Mass-Health (公衆衛生)

Technical assistance (援助活動の技術面を担当)

Transportation (輸送)

(3) 採用、訓練

要員は軍歴の有無を問わず前記4部門の目的に適した前歴のある者をすべて civilian として採用する。

訓練はそれぞれの目的に適した方法で最高1ヶ月を限度とし、主としてストレグネスの第10装甲連隊の中で行われる。

(4) 予算等

待機軍そのものの予算は前記のとおり国防省に別枠としてつけられるのに反し、災害援助予算は外務省につけられる。そしてSIDA(一般の対外援助機関)を通じて国防省に支給される。1979/80の予算は400万Kr.であった。予算は繰越し可能である。別にSIDA本来の予算の流用も可能である。また、年間派遣数に制限はない。

外務省がこの制度に関与するのは予算面の他、国連との連絡(事務総長、難民高等弁務官、WFP等)、災害の現状調査、国内連絡調整のためである。外務省の専従員は担当書記官1名だけで、その上に課長(他の事務を兼務)がいる。組織、募集、訓練はすべて国防省がこれに当る。要員には国内での待機費として月50Kr支給される。

- (5) 実績 1979年現在ソマリアに9名、タイに15名、カンボディアに4名派遣されているが、これらはこの制度発足以来初めてのケースで、いづれも食料の配給を主とし、医療にもたづまわっている。

5. その他

- (1) 現在の待機軍の編成は、1ヶ大隊約600名、特別部隊約400名である。(1977年12月)

- (2) 待機軍志願者の主な動機

比較的年配者の中には世界平和のためという理想に燃えた者も見られる。しかし、一般の若い志願者には冒険と経済的な余裕が大きな魅力となっている。(6ページにつづく)

祝 ガデリウス株式会社創立75周年

—Congratulation for the 75th Anniversary of Gadelius KK—

当研究所ならびに日瑞基金の法人会員として、夫々の設立以来多大のご支援をいただいているガデリウス株式会社 (Gadelius AB) は、昨年11月7日目出度く創業75周年を迎えられ、駐日スウェーデン大使ほか多数の来賓出席の下に、蒲郡市において盛大な記念式典が挙行された。

同社は1907年に横浜で事業を開始されて以来、スウェーデンの開拓の会社としてのみでなく、我が国における外資系会社の最も古い会社の一つとして、技術および貿易の面で、日瑞両国の交流を計ると共に、電力をはじめとする国民生活の向上と福祉に多大の貢献をされてきた。

ジョーナス・ゴロー・ガデルス (Mr. Jonas Goro Gadelius) 取締役会長ほか関係者各位の今後の限りないご健康とご健斗を祈念しつつ、遅ればせながら心よりご祝詞を申し上げる次第である。

K F 会長一行来日

スウェーデン消費協同組合連合会 (Kooperativa Förbundet) の会長一行が1月9日に来日された。滞在4日間という過密スケジュールであったが、9日夜、大使公邸で Gunnar Lonaeus 大使御夫妻によるパーティが開かれた。大使館側から大使御夫妻のほか、Tord Samuelson 商務参事官、Magnus Robach 報道官等が出席され、日本側からは関係者として小森祐三全国農業協同組合連合会常務理事、山内啓三郎同生活部長、勝部欣一日本生活協同組合連合会専務理事、栗本昭同国際担当、高田ユリ主婦連合会副会長等が出席されたが、当研究所からは高須裕三理事と内藤英憲理事が出席した。

なお来日されたKFメンバーは次のとおりである。

- Mr. Hans Alsén……………Chairman
Member of Parliament
- Mr. Olof Andersson……………Vice Chairman
Sectional Head, Swedish Tele Adm.
- Mr. Åke Lundqvist……………Secretary
City Commissioner
- Mr. Lennart Pettersson ……Vice Secretary
Member of Parliament.
- Mr. Werner Jonsson ……President of the Stockholm
Consumer Cooperative Society
- Mr. Rudolf Walldén……………President of the KF Industries

(5 ページよりつづく)

志願者の教育程度は英語を多少解する等一般の兵役義務者よりも幾分高い。士官の大半は大学教育を受けている。

(3) 帰国後の身の振り方

帰国後元の職場に復帰を希望する場合、公務員たると民間人たるとを問わず、法令の規定により、その復帰を拒否できないことになっている。

(終)